

「繊維技術講習会」の開催について

三河繊維産地の商品企画開発力の向上を図るため、下記のとおり講習会を開催しますので、多数ご参加ください。

記

○内容:

「欧州における化学品規制 REACH について」

有害物規制が強化されるなかで、EU で 2006 年に成立した REACH 法は化学品の登録、評価、認可に関するもので、EU 域内で年間 1 トン以上製造 または輸入される化学品に対する規制です。この規制は EU 域外の全世界の化学および繊維産業にも大きな影響を及ぼすものと思われます。

REACH 法の経緯およびその内容について具体的に解説していただきます。

講師: 日本繊維技術士センター
理事 安部田 貞治 氏

○日時: 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

午後 1 時 30 分～3 時 00 分まで

○会場: 愛知県産業技術研究所三河繊維技術センター 講堂

○受講料: 無料

○申込先: 三河繊維技術センター加工技術室

電話 0533-59-7146

FAX 0533-59-7176